

古河電工健康保険組合 ミドルエイジ健康セミナー および
セカンドライフセミナー補助金支給規程

(目的)

第1条 古河電気工業株式会社、古河電気工業労働組合の共催で開催する「ミドルエイジ健康セミナー(40才到達時)」「セカンドライフセミナー(50才到達時)」において、疾病予防のセミナーを実施した者に対し補助金を支給し、体力向上、医療費削減に資することを目的とする。

(補助金の支給対象)

第2条 疾病予防に関する以下の費目に対して補助金を支給する。

- ・講師講演費用
- ・資料代
- ・会場費用
- ・飲食費
- ・その他 健康保険組合が認めた費目

(補助金の支給額上限)

第3条 支給限度額は以下の通りとする。

ただし、実費が補助金支給限度額以下の場合は、実費分のみ支給とする。

- ・ミドルエイジ健康セミナー：2,500円/人
- ・セカンドライフセミナー：宿泊を伴う場合 4,500円/人
宿泊を伴わない場合 2,500円/人

(補助金支給申請手続)

第4条 セミナーを実施した者が、以下の書類を健保組合まで提出すること。

- ・「ミドルエイジ健康セミナー/セカンドライフセミナー報告及び補助金請求書」
- ・実施内容がわかる書類
- ・参加者名簿
- ・請求書、領収書等のコピー

なお、補助金申請は、実施日の年度末(毎年3月の組合最終業務日)までに組合が受付けたものを有効とする。

付 則

この規程は令和6年8月1日から施行する。